

## 運営理事会協議結果

平成23年3月2日

### 【常任委員会の見直し等】

項目	協議結果
1 常任委員会の見直し等	(全会一致) ・都市経営・総務委員会は、政策・総務・財政委員会とする。 ・市民・消防委員会は、市民・文化観光・消防委員会とする。 ・環境創造・資源循環委員会は、温暖化対策・環境創造・資源循環委員会とする。 ・経済観光・港湾委員会は、経済・港湾委員会とする。 ・統括本部の委員会審査等は、その総務機能を担う局と一緒に審査する。(平成23年2月10日理事会)

## 横浜市会委員会条例の一部改正（新旧対照）

現 行	改 正 案
(常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)	(常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項)
<b>第2条</b> 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。	<b>第2条</b> 常任委員会の名称、委員の定数及び所管事項は、次のとおりとする。
(1) <u>都市経営・総務委員会</u> 12人 <u>都市経営局</u> 、総務局、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項	(1) <u>政策・総務・財政委員会</u> 12人 <u>政策局</u> 、総務局、 <u>財政局</u> 、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び議会局の所管に属する事項
(2) <u>市民・消防委員会</u> 11人 市民局及び消防局の所管に属する事項	(2) <u>市民・文化観光・消防委員会</u> 11人 市民局、 <u>文化観光局</u> 及び消防局の所管に属する事項
(3) 及び (4) 略	(3) 及び (4) 略
(5) <u>環境創造・資源循環委員会</u> 12人 環境創造局及び資源循環局に所管に属する事項	(5) <u>温暖化対策・環境創造・資源循環委員会</u> 12人 <u>温暖化対策統括本部</u> 、環境創造局及び資源循環局に所管に属する事項
(6) <u>経済観光・港湾委員会</u> 11人 <u>経済観光局</u> 及び <u>港湾局</u> の所管に属する事項	(6) <u>経済・港湾委員会</u> 11人 <u>経済局</u> 及び <u>港湾局</u> の所管に属する事項
(7) 及び (8) 略	(7) 及び (8) 略

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による次表の左欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されている者は、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定による同表の右欄に掲げる常任委員会の委員、委員長又は副委員長に選任されたものとみなす。

都市経営・総務委員会	政策・総務・財政委員会
市民・消防委員会	市民・文化観光・消防委員会
環境創造・資源循環委員会	温暖化対策・環境創造・資源循環委員会
経済観光・港湾委員会	経済・港湾委員会

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市会委員会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、この条例による改正後の横浜市会委員会条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。

## 市会運営委員会申し合わせ・確認事項の一部改正（新旧対照）

現 行	改 正 案
<b>予・決算特別委員会</b>	<b>予・決算特別委員会</b>
1 予・決算特別委員会における所管局について 予・決算特別委員会は2委員会を設置し、それぞれ4常任委員会の所管局とし、次のとおりとする。 (委員会名) 予算(決算)第一特別委員会： こども青少年、教育委員会、健康福祉、病院経営、 <u>経済観光</u> 、港湾、建築、都市整備、道路 予算(決算)第二特別委員会： 都市経営、総務、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、議会、市民、消防、環境創造、資源循環、水道、交通	1 予・決算特別委員会における所管局について 予・決算特別委員会は2委員会を設置し、それぞれ4常任委員会の所管局とし、次のとおりとする。 (委員会名) 予算(決算)第一特別委員会： こども青少年、教育委員会、健康福祉、病院経営、 <u>経済</u> 、港湾、建築、都市整備、道路 予算(決算)第二特別委員会： <u>政策</u> 、総務、 <u>財政</u> 、会計室、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、議会、市民、 <u>文化観光</u> 、消防、 <u>温暖化統括本部</u> 、環境創造、資源循環、水道、交通
7 委員会審査について 委員会審査は、総合審査と局別審査に分けて実施する。 (1) (略) (2) 局別審査について ア (略) イ <u>総務局</u> 及び会計室の審査は2委員会を通じて最終日に実施する。 ウ <u>都市経営局</u> 、健康福祉局及び環境創造局の審査はそれぞれ1日1局とする。	7 委員会審査について 委員会審査は、総合審査と局別審査に分けて実施する。 (1) (略) (2) 局別審査について ア (略) イ <u>財政局</u> 及び会計室の審査は2委員会を通じて最終日に実施する。 ウ <u>政策</u> 、健康福祉局及び環境創造局の審査はそれぞれ1日1局とする。
<b>その他</b> 1～7 (略)	<b>その他</b> 1～7 (略) <b>8 統括本部の委員会審査等について</b> <u>統括本部の委員会審査等は、その総務機能を担う局と一緒に審査する。</u>